

平成 23 年度 公益財団法人新宿未来創造財団第 4 回理事会議事録

- 1 日 時 平成 24 年 3 月 29 日 (木) 午前 9 時 00 分から 11 時 00 分まで
- 2 会 場 新宿区大久保 3 丁目 1 番 2 号 新宿コスミックセンター5 階 大研修室
- 3 出席者 理事現在数 13 名 定足数 7 名
〔理事出席者〕
理事長 中山 弘子 副理事長 加賀美 秋彦 常務理事 藤牧 功太郎
理事 永木 秀人 理事 石崎 洋子 理事 岡田 芳朗
理事 清水 敏男 理事 白井 裕子 理事 武井 正子
理事 新田 満夫 理事 原田 宗彦 理事 平田 達 以上 12 名
〔監事出席者〕
監事 神津 信一 監事 小柳 俊彦 監事 名倉 明彦 以上 3 名
〔同席者〕
主幹 鯨井 庸司 事務局次長 諏訪 丹美
- 欠席者 〔理事欠席者〕
理事 佐藤 洋子 以上 1 名
- 出席職員 24 名

4 議題

(1) 議事事項

- 議案第 11 号 理事長の選定について
議案第 12 号 公益財団法人新宿未来創造財団常勤役員(理事)の報酬月額及び賞与の額の決定について
議案第 13 号 特定費用準備資金の保有について「新宿歴史文化まつり準備資金」
議案第 14 号 特定費用準備資金の保有について「林芙美子生誕 110 年記念事業準備資金」
議案第 15 号 特定費用準備資金の保有について「新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン
第 20 回大会記念行事準備資金」
議案第 16 号 特定費用準備資金の保有について「子どもフェスタ準備資金」
議案第 17 号 特定資産取得・改良資金の保有について「総合受付システムの更新積立資金」
議案第 18 号 平成 24 年度 事業計画及び収支予算の補正(案)について
議案第 19 号 公益財団法人新宿未来創造財団業績係数について

(2) 報告事項

5 定足数の確認

理事現在数 13 名中 12 名の出席があり、理事会運営規程第 7 条の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。

6 議事の経過の概要及び結果

定款第 34 条の規定に基づき、中山理事長が議長となり、本会議の開会を宣し、議事に入った。

(1) 議案第 11 号 理事長の選定について

事務局次長より議案第 11 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案通り出席者全員一致で可決した。

(2) 議案第 12 号 公益財団法人新宿未来創造常勤役員（理事）の報酬月額及び賞与の額の決定について

事務局次長より議案第 12 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案通り出席者全員一致で可決した。

(3) 議案第 13 号 特定費用準備資金の保有について「新宿歴史文化まつり準備資金」

事務局次長より議案第 13 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案通り出席者全員一致で可決した。

(4) 議案第 14 号 特定費用準備資金の保有について「林芙美子生誕 110 年記念事業準備資金」

事務局次長より議案第 14 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案通り出席者全員一致で可決した。

(5) 議案第 15 号 特定費用準備資金の保有について「新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン第 20 回大会記念行事準備資金」

事務局次長より議案第 15 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑応答が行われた。（議事の詳細・経過については、後出の理事会議事録のとおり。）

(6) 議案第 16 号 特定費用準備資金の保有について「子どもフェスタ準備資金」

事務局次長より議案第 16 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案通り出席者全員一致で可決した。

(7) 議案第 17 号 特定資産取得・改良資金の保有について「総合受付システムの更新積立資金」

事務局次長より議案第 17 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案通り出席者全員一致で可決した。

(8) 議案第 18 号 平成 24 年度 事業計画及び収支予算の補正（案）について

事務局次長より議案第 18 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑応答が行われた。（議事の詳細・経過については、後出の理事会議事録のとおり。）

(9) 議案第 19 号 公益財団法人新宿未来創造財団業績係数について

事務局次長より議案第 19 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案通り出席者全員一致で可決した。

7. 報告事項

ア 財団経営方針の見直しについて（(仮)財団経営ビジョンの策定）

イ 区が公募する、財団事業と関連のある指定管理事業への応募について

ウ レガスまつりについて

エ 人事異動について

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した理事長、副理事長および監事は次のとおり署名する。なお、軽易な文言の修正は、理事長に委任する。

平成 年 月 日

理事長

中山 弘子

副理事長

加賀美 秋彦

監事

名倉 明彦

監事

神津 信一

監事

小柳 俊彦

平成 23 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 4 回理事会
議事録

平成 24 年 3 月 29 日

○中山理事長 それでは、これからご審議いたしますのは、理事長の選定について、常勤役員の報酬月額等の決定について、平成24年度事業計画及び収支予算の補正について、特定費用準備資金等の保有について、平成23年度業績係数の決定についてです。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、平成23年度公益財団法人新宿未来創造財団、第4回理事会を開催いたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第11号「理事長の選定について」を議題に供します。

それでは、事務局、説明をお願いします。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 それでは質疑に入ります。

議案第11号について、ご意見、ご質問のある方お願いいたします。

○神津監事 区長が理事長でなくなることについて、今後は新宿区の外郭団体の役職には就かないという方針があるのかをお伺いします。

○中山理事長 区の外郭団体において、私が理事長を務めているのはこの財団だけです。この財団は、生涯学習財団と文化・国際交流財団の2財団を統合するという大きな課題がございました。私はこの統合を前向きに捉え、「新宿区は未来に向けて文化や区民の皆さんの生涯学習機会を充実していく」ということを、多くの区民の皆さんや財団職員にも理解していただきたいという思いで、特別に理事長に就任いたしました。平成20年度に就任いたしましたので、ちょうど丸4年間務めさせていただきました。この財団は統合後も区の良きパートナーとして、新宿の中での文化、土地の記憶を持った多くの皆さんの取り組み、生涯学習、それから、このまちでだれもが当事者となって活動していく場をつくっていくといった取り組みの方向性も十分定着してきています。そうした中で、区長という仕事は非常に幅広く多忙なものですから、今後一層この財団にそういった方針を定着させていくためには、運営管理面で専任の常勤理事が就任することが必要な時期に至っていると思い、辞任させていただくこととなりました。

○神津監事 どうもありがとうございました。

○中山理事長 本当にありがとうございました。

○中山理事長 ほかにご意見等ございますでしょうか。

ご発言がなければ、質疑を終了いたします。

議案第11号「理事長の選定について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第11号は原案どおり決定いたします。

それでは、4月1日からの理事長に就任される永木秀人さんから一言ご挨拶をお願いいたします。

○永木理事 ただいま皆様方にご賛同いただき、中山理事長の後任を務めさせていただくことになりました。本当にありがとうございます。

先ほど中山理事長からお話がありましたとおり、新宿区生涯学習財団と新宿文化・国際交流財団という大変大きな財団を一つにまとめ、運営をしてこられました。後任としては甚だ心もとないと皆さま方はお思いになられるかと思いますが、設置者は新宿区でございます。新宿区の中山区長が築かれた経営理念をしっかりと受けとめながら、また新宿区が策定している基本構想、総合計画、第二次実行計画を職員と共有しながら、職員と一体となって運営を進めたいと思っております。

大変大きな財団でございますし、責任の重大さを痛感しているところでございますが、ここにいらっしゃる皆様方のご指導、ご協力をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

○中山理事長 永木理事、ありがとうございました。

次に、議案第12号「公益財団法人新宿未来創造財団常勤役員（理事）の報酬月額及び賞与の額の決定について」を議題に供します。

それでは、事務局、説明をお願いします。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 それでは質疑に入ります。

議案第12号について、ご意見、ご質問のある方お願いいたします。

ご発言がなければ、質疑を終了いたします。

議案第12号「公益財団法人新宿未来創造財団常勤役員（理事）の報酬月額及び賞与の額の決定について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中山理事長 異議なしと認め、議案第12号は原案どおり決定いたします。

次に、議案第13号から第17号の特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金の保有について、議題に供させていただきます。

この議案第13号から第17号については、事務局から一括して説明を受けた後、質疑も同様に一括して行いますが、議決については議案ごとに行います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 それでは質疑に入ります。議案第13号から第17号について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

○新田理事 「区成立65周年」という言葉は余り聞きなれないので、例えば「区制65周年」とかにしないのですか。区民にとってはわかりにくいのではないかと思います。何故「成立」という言葉を用いているのですか。これは区議会で決定しているのですか。

○中山理事長 新宿区は昭和22年に3区が一緒になって成立し、今年で65周年となります。今までの周年行事では、ずっとこの言葉を使用してきました。他区も同様のようです。

○平田理事 特定費用準備資金及び資産取得・改良資金については、説明を受けて保有するという事自体はわかりました。しかしながら金額設定の基準や予算の区分けなど、制度自体を理解しないまま審議をしても、余り意味がないということを申し上げたいのですが、いかがでしょうか。

○神津監事 第16号議案でございますけれども、2013年度と2018年度の2回、5年間の離れた企画の費用を、今年度一遍に1,000万円積み立てるということですが、1回分ずつ積み立ててもよいのではないかと思います。

○中山理事長 平田理事、神津監事のご質問について、事務局から説明をお願いします。

○諏訪事務局次長 特定費用準備資金を会計上管理していく上では、貸借対照表及び財産目録上、名称を付して、特定資金として他の資金と明確に区分して管理する必要があります。この資金は保有目的である支出に充てる場合を除くほかは取り崩しできず、計画実施年度まで保有すること

となります。公益認定上、単なる財産として保有している場合は遊休財産とみなされ、課税されることとなります。公益財団法人は遊休財産の保有制限がありますが、将来の特定の活動のために保有している資金として財産目録上明確に仕分けをし、その活動以外には支出しないということで保有することができます。

また、算定基準は各議案の2ページ目に見積書として添付させていただいております。ただ、確実に5年・10年後に見積書のとおり支出するのかわかりませんが、公益認定上は10年間で資金を積み立てることができることになっております。従いまして、計画期間中のある年度で決算状況が良い場合は一気に積み立てることもできます。基本的には1,000万円の資金を保有する場合、他の財産とは明確に区分して管理し1年で100万円ずつ積み立て、計画額になるまで積み立てさせていただきたいということでございます。

子どもフェスタにつきましては、ご質問のとおり5年毎に特定費用準備資金として積み立てていくことも可能であると思っております。ただ、前回の理事会等でもご審議いただいたところですが、現在、一定の収益を計上している子ども関係の事業そのものが縮小されてきており、なるべく早いうちに、積み立てておきたいと考えております。また、資金の計画期間は10年まで認められているため、今回2回分を特定費用準備資金として積み立て、ご審議をお願いしたところです。

○白井理事 私は、今回このような形で財政基盤を固めることに賛成です。事業を実施するときに、単年度収支だけで実施しようと効果的に実施できないと思います。そういう意味では、ある程度中期的な目標を定めて、その特定の目的をまず定めて、その目的達成の効果を考えて事業計画を立てていると思うので、そのために必要な財政的な裏づけを計画的に積み立てておくほうが、財団として効果的な事業活動ができると思います。私としては、今回こういう議案が出されたことについては、財団として一歩ハードルを上げたような気がしており賛成です。

○清水理事 実施時期は様々ですが、全部で1億円ほどを見込んでいるということですが、この原資は何でしょうか。

○諏訪事務局次長 私どもは、生涯学習財団のときから財政基盤の強化と経営の自立化のために、5億円の基本財産以外に財団運営の基本となる資産を担保してきたところですが、公益認定を受けた結果、それらが遊休財産と見なされる場合があることがわかってきたところです。特に平成22年度につきましては公益認定の初年度であり、平成21年度までと同じように財団経営を行った結果、かなりの収益が発生しました。この収益については、東京都からも「公益財団法人は収益について適正に処理をしてほしい」との指示も受けているところです。従いまして、平成22年度の収益である1億円を原資として、可能なかぎり特定費用準備資金等として積み立て、なお不足する分については、計画期間中に積み立てていきたいと考えているところでございます。

○清水理事 これが損金として算入されるのは、実施年度になるのですか。

○諏訪事務局次長 そのとおりです。

○中山理事長 この準備資金の保有につきましては、制度を活用することで、公益財団法人として安定した中・長期的な運営を行っていくためのものです。

そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、ご発言がなければ、質疑を終了いたします。

議案第13号、新宿歴史文化まつり準備資金の保有を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第13号は原案どおり決定いたします。

続いて、議案第14号「林芙美子生誕110年記念事業準備資金の保有について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 中山理事長 異議なしと認め、議案第14号は原案どおり決定いたします。
続いて、議案第15号「新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン第20回大会記念行事準備資金の保有について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 中山理事長 異議なしと認め、議案第15号は原案どおり決定いたします。
議案第16号「子どもフェスタ準備資金の保有について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 中山理事長 異議なしと認め、議案第16号は原案どおり決定いたします。
議案第17号「特定資産取得・改良資金の保有について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 中山理事長 異議なしと認め、議案第17号は原案どおり決定いたします。
次に、議案第18号、平成24年度事業計画及び収支予算の補正について、議題に供します。
それでは、事務局、説明をお願いします。

<資料に基づく説明省略>

- 中山理事長 それでは質疑に入ります。議案第18号について、ご意見、ご質問のある方はどうぞよろしくお願いたします。前回の理事会で決議をいただいてから今回までの間に、様々な変更が生じたため、来年度予算の補正をさせていただくものですが、いかがでしょうか。
○清水理事 学校施設活用推進事業が減額となっていますが、その理由を説明してください。
○諏訪事務局次長 当初は学校施設を回るための軽自動車を購入しようと計画していましたが、その財源として、他事業で経費節減により生じたものを充てることとし、減額しました。
○中山理事長 その他いかがでしょうか。ご発言がなければ、質疑を終了いたします。
議案第18号、平成24年度事業計画及び収支予算の補正を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 中山理事長 異議なしと認め、議案第18号は原案どおり決定いたします。
次に、議案第19号、公益財団法人新宿未来創造財団業績係数について、議題に供します。
それでは、事務局、説明をお願いします。

<資料に基づく説明省略>

- 中山理事長 それでは、議案19号について質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

- 白井理事 業績係数が契約職員の昇給等に関係するものであるということは理解できるのですが、その算出方法と内容についてご説明をお願いします。
- 諏訪事務局次長 業績係数は個々の事業の予算（計画値）と決算（実績値）を基に算出しています。例えば単位費用という項目は、費用から収益を除き、何人の参加又は何件の利用があったかによって、1人あたりに要した費用を計算しています。他の項目である人件費や収益、利用者・参加者数についても、予算に対し決算はどうだったのかという達成率を評価することで算出しています。
- 白井理事 つまりは原価計算したようなもので、人件費の場合は、事業の実施に必要な人件費が予算よりもどれだけ少なくて済んだのか、それを業績係数という形であらわしたという理解でよいですか。
- 諏訪事務局次長 そのとおりです。
- 白井理事 わかりました。
- 新田理事 事務局次長にお尋ねします。我々企業では4月に昇給を実施しています。企業ですと、会社全体で幾らか儲かなければならないかとか、あなたの部門、あなた自身どうなのかなど、基本的には本人たちが納得するかどうかということが非常に大事なのですが、今回の業績係数については事務局自身も1.10という評価なのですか。
- 諏訪事務局次長 予算水準に対する達成率は、今年度は確かに低いと思っています。しかし、東日本大震災関連の特別な事情もあったため、私自身は1.10以上であると思っています。
- 中山理事長 業績係数は最高で1.20ということですが、今年度は東日本大震災があった中で、被災者の受け入れを行ったり、様々な事業を中止したりしながらも、経営努力を重ねた結果1.10という水準まで持ち直すことができたということです。
- 原田理事 参加者・利用者の満足度の向上というのがあるのですが、これは客観的に測定された結果ということでS'となっているのですか。
- 諏訪事務局次長 各事業では可能な限りアンケート調査を実施しており、その結果に基づき算出したものです。ただし算出方法については今まで以上に客観的なものにすべく、内部でも検討課題としているところです。
- 原田理事 今、指定管理事業ではモニター調査なども実施していますが、それらも盛り込まれているという理解でよいですか。
- 諏訪事務局次長 各指定管理事業においては、基本的に毎年、利用者懇談会を実施しています。その中でのご要望や、各指定管理施設で実施しているアンケート調査が主になっています。ただ、サンプル数が少ないため、前回の評議員会でもご提案いただいた『インターネットを利用したアンケート』などを取り入れることも検討したいと考えています。
- 中山理事長 よろしいでしょうか。
ほかにご意見、ご質問等はございますか。
- 清水理事 これを見ると、業績係数を大幅に押し下げているものは「収益の拡大」の項目だと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。
- 諏訪事務局次長 今年度は東日本大震災の発生に伴い中止した事業があるため、当然その分の収益が減となっています。指定管理施設を例に挙げれば、被災者の受け入れを行った新宿コズミックスポーツセンターや、震災の影響により補修工事を実施し3か月間閉館した新宿文化センターでは、施設利用料金収入が大幅な減となっています。
- 清水理事 東日本大震災の影響などは業績係数に反映されないのですか。数字（結果）だけで業績係数を算出するのですか。
- 鯨井主幹 一例として事務局次長から新宿文化センターの話をさせていただきましたが、閉館期間は4か月です。年間2億円ほどの施設利用料金収入のうち、3分の1の減となりました。因みに平成22

年度は2億900万円ほどの収入がありましたが、平成23年度の見込みは1億4,500万円となっており、6,400万円ほどの収入減となっています。そういった部分が大きく影響しています。

○諏訪事務局次長 清水理事からは事業実績の中間報告の際にもご指摘いただきました。先ほどご説明申し上げたように、今年度の当初予算に基づいて業績係数を算出することが適当なのかとの意見もありますので、例えば新宿文化センターであれば閉館した4か月分を予算水準から除いて業績係数を算出し、その結果、大幅な修正がある場合は再度議決をいただきたいと思います。ただ、4月からの契約職員の昇給に関するものでもあり、差額を遡及して支給する方法もありますが、まずは仮決算に基づく1.10で議決をいただき、昇給できる体制を整えたいということから今回議決いただくものです。

○中山理事長 確かに東日本大震災は事業執行に大きな影響を与えました。清水理事からご指摘いただきましたように「基準をどう考えるか」を含めてもう一度算定を行い、結果として大きな変更がある場合は、再度理事会に諮るということでよろしいでしょうか。

そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、ご発言がなければ、質疑を終了いたします。

議案第19号、公益財団法人新宿未来創造財団業績係数についてを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第19号は原案どおり決定いたします。

本日予定されていた議事は全て終了いたしました。

以上を持ちまして、本日の理事会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。